

浦安都市計画地区計画の決定（浦安市決定）

都市計画順天堂大学医学部附属浦安病院地区地区計画を次のとおり決定する

平成25年1月18日浦安市告示第3号

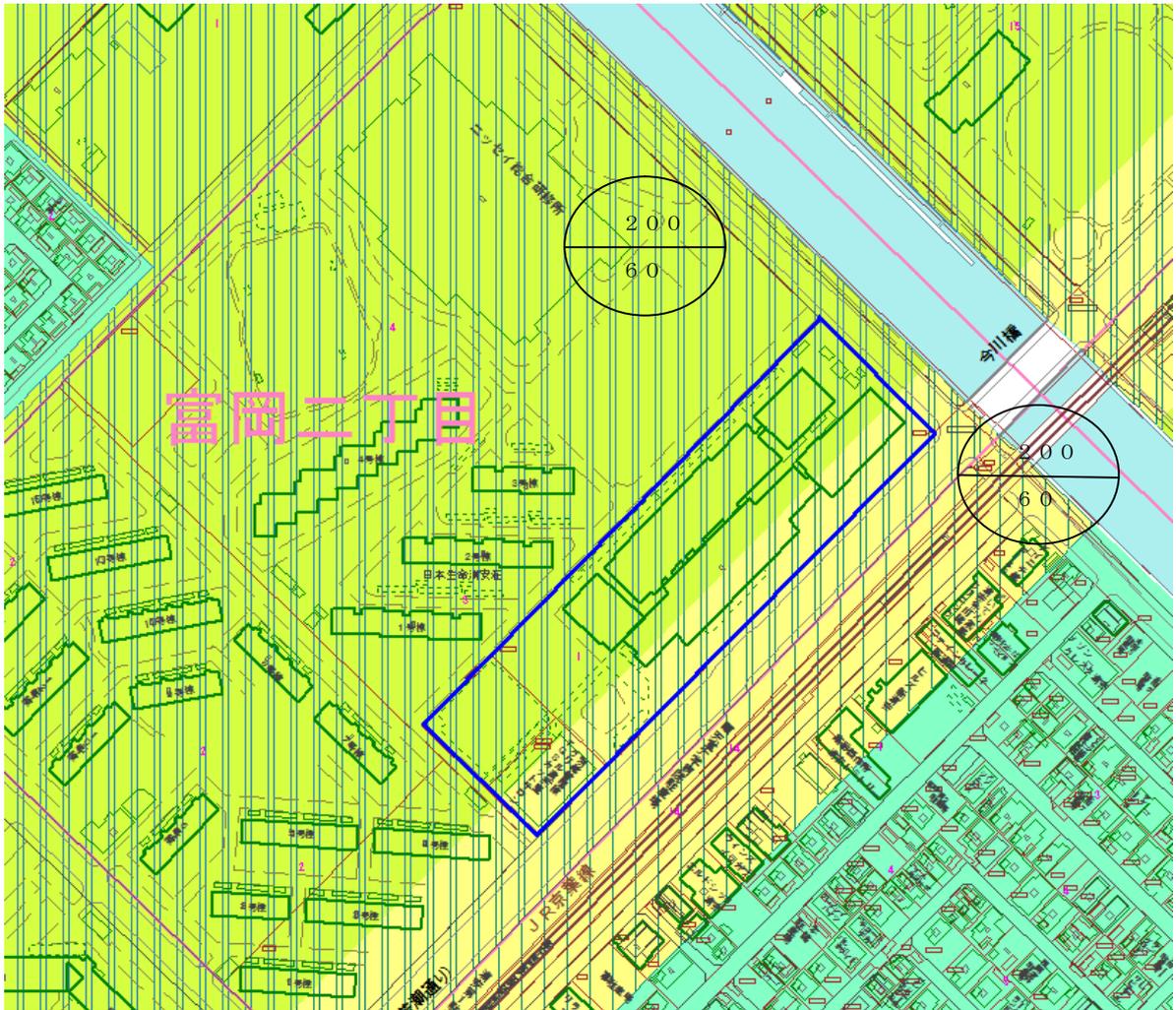
名 称	順天堂大学医学部附属浦安病院地区地区計画	
位 置	浦安市富岡二丁目の一部	
面 積	約2.0ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR新浦安駅から南に200m圏内に位置し、本市のみならず千葉県東葛南部の地域医療の核を担う総合的な機能を有する病院が立地している。</p> <p>当該病院は、千葉県保健医療計画においても、救命救急センター及び災害拠点病院として位置付けられており、今後、更なる安定した医療体制の確立のほか、市民への医療サービスの一層の向上が求められている。</p> <p>これらのことから、地域における安定した医療体制の確保と質の高い地域医療サービスの提供のため、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	土地の高度利用を図ることで、地域医療及び救急医療の中心的な施設の充実を図る。また、道路に沿って空地を確保することにより、安全な歩行空間を確保する。また、一定以上の植栽や屋上緑化等を行うことで環境負荷の低減に資する。
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地の高度利用と良好な都市環境を確保するために、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度」、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の建築面積の最低限度」及び「建築物の壁面の位置の制限」を定める。</li> </ul>
	当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	敷地内に空地を確保する事で、安全で快適な歩行者空間を確保することにより、病院利用者の利便性と市街地環境の向上を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	10分の30
		建築物の容積率の最低限度	10分の20
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6 ただし、建築基準法第53条第3項第2号に定める建築物については、10分の7とする。
		建築物の建築面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀（以下「外壁等」という。）の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。ただし、建築物の地盤面以下の部分については、この限りでない。 ①1号壁面においては、道路境界線から3m以上とする。 ②2号壁面においては、道路境界線から2m以上とする。 ③隣地壁面においては、敷地境界線から1m以上とする。
		垣又はさくの制限	壁面の位置の制限として定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域において、垣又はさくを設置してはならない。ただし、植栽で歩行者の通行を妨げないものについては、この限りでない。

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：当該地域における安定した医療体制の確保と質の高い地域医療サービスの提供のため、当該地区の土地の高度利用を図り、都市機能の更新を図る。

# 位置図



地区計画区域  
地区整備計画区域

# 浦安都市計画地区計画

## 順天堂大学医学部附属浦安病院地区地区計画

### 計画図（壁面の位置の制限）

